

# 第115期 定時株主総会 招集ご通知

## ■日時

2019年6月25日（火曜日）午前10時

（午前9時に開場いたします。  
開会間際は大変混雑いたしますので、  
お早めにお越しください。）

## ■場所

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

当行本店 3階 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 目次

第115期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第115期事業報告	5
第115期計算書類	29
第115期連結計算書類	31
監査報告書	33
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	37
第2号議案 取締役10名選任の件	38
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に 対する譲渡制限付株式の付与の ための報酬決定の件	44

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

株式会社 **北日本銀行**

取締役頭取 柴 田 克 洋

## 第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、**2019年6月24日（月曜日）午後5時10分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時  
（午前9時に開場いたします。  
開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。）
2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号  
当行本店 3階 大会議室
3. 株主総会の目的である事項  
報告事項 1. 第115期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告および計算書類の内容報告の件  
2. 第115期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご返送ください。

#### (2) インターネットによる議決権行使の場合

後記4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト、もしくは当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2019年6月24日（月曜日）午後5時10分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

#### (3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

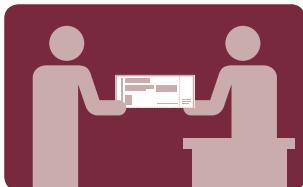
以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.kitagin.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
    - ① 株主資本等変動計算書      ② 個別注記表（計算書類の注記）
    - ③ 連結株主資本等変動計算書      ④ 連結注記表（連結計算書類の注記）したがって、本招集ご通知の計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.kitagin.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## ■ 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2019年6月25日(火) 午前10時

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 議決権行使書用紙



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行 使 期 限 2019年6月24日(月) 午後5時10分到着

#### 議決権行使書用紙の記入方法

議 案
賛
否

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

議 案
賛
否

このような場合は無効となります。

賛成、反対の両方に○印をつけた場合

#### インターネット



詳細は次ページをご覧ください

次ページの案内に従って、行使期限までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

行 使 期 限 2019年6月24日(月) 午後5時10分



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部  
ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時(土曜、日曜、祝日も受付)

# インターネットによる議決権行使のご案内

## スマートフォンの場合

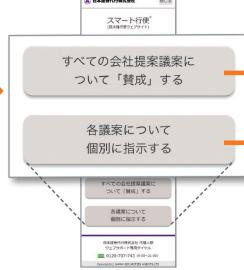
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ステップ 1



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

### ステップ 2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

### ステップ 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ステップ 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

### ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

## パソコンの場合（議決権再行使の場合）

### ステップ 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.e-sokai.jp>



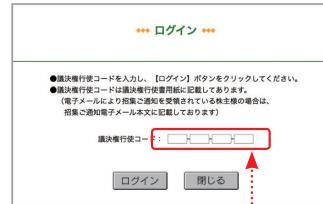
### ステップ 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

### ステップ 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック  
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉  
<https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。



議決権行使書用紙左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力

### 〔ご注意事項〕

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- 書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットでも議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(添付書類)

## 第115期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社2社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

##### 金融経済環境

当期におけるわが国経済は、相次ぐ自然災害などの影響により実質GDPが一時マイナス成長に陥ったものの、設備投資と個人消費をけん引役として、緩やかな回復基調が続きました。

金融市場においては、長期金利は、日本銀行による金融緩和政策や米国金利の上昇ペースの鈍化を受け、概ねゼロ近辺で推移しました。為替は、ドル円相場において年度前半は概ね円安ドル高の流れが続き、年度末の米国金利の上昇ペースの鈍化を受けてもドルの底堅さは継続し、年度末には111円前後での推移となりました。日経平均株価は、2018年10月にバブル以来最高値となる2万4,270円を付けましたが、その後は米中貿易戦争の影響などから低下傾向となりました。2019年に入ると、米連邦準備理事会の市場への配慮の姿勢や、米中通商交渉の進展期待から持ち直し、2019年3月末の終値は2万1,205円となりました。

当行の主な営業エリアである岩手県内経済においては、製造業における生産抑制や人手不足の影響、並びに公共投資の弱さなどが懸念されたものの、大規模工場の進出などに伴う雇用・所得環境の改善により、個人消費の持ち直しや住宅投資の増加の動きが見られ、全体的には緩やかな回復の動きが継続しました。

##### 事業の経過及び成果

このような経済情勢のもと、当行グループは、2年目を迎えた「中期経営計画『Focus2020』シンカ（進化・深化）する3年～すべてはお客様の課題解決に向けて～」の方針のもと、次のような施策に取り組んでまいりました。

震災復興支援関係では、営業統括部地域事業支援室「復興支援チーム」と審査部「企業支援チーム」が中心となり、各営業店との連携のもと、外部機関とも協働した各種経営支援により、被災企業の抱える課題解決に向けたきめ細かな支援を実施いたしました。また、被災企業の販路拡大支援のため、商談会の共同開催や、株主優待制度による被災企業の商品利用などに継続して取

り組みました。

事業者向けの取り組みとしては、医療・介護・ヘルスケア分野において、営業統括部地域事業支援室「メディカル・ケアチーム」を中心に、お客さまの事業構想段階から積極的に関与する経営支援体制が定着し、医療・福祉向け貸出金残高が600億円を達成いたしました。また、行内基準である「医療に強い人材」成長モデルにおいても、5割以上の行員が基礎知識を備えたレベルに達し、支援体制を強化しております。事業承継・M&A分野においては、事業承継への課題を抱えた取引先と、隣接事業への事業拡大を企図していた取引先とのM&Aを支援し、双方の経営課題解決に貢献いたしました。今後とも、人材育成を図りながら、専門知識やノウハウの提供に努め、取引先企業の持続的な発展と地域の活性化に貢献してまいります。

個人向けサービスでは、お客さまのライフストーリーを踏まえた幅広い支援が行えるよう、2018年11月に資産承継信託商品「遺言代用信託・暦年贈与型信託」の取扱いを開始いたしました。また、スマホ決済サービスへのチャージ機能の提供など利便性の向上にも努めました。今後とも、お客さまの多様化するニーズにお応えしていくため、より良い商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

人材活用への取り組みでは、女性行員や若手行員の育成のために実践的な研修を開催いたしました。また、従業員のキャリアや家族も含めたライフプランを踏まえながら働き続けることのできる職場環境の整備の一環として、2019年3月に保育事業者と「企業主導型保育施設の共同利用に関する契約」を締結しました。

店舗関係では、効率的な店舗戦略による経営資源の有効活用と一層の営業力強化を図るため、2019年3月に鹿角支店を平館支店の店舗内店舗として統合するとともに、エリア営業体制の構築に向けた準備に着手し、更には茶畑支店をはじめとした3店舗にて昼休み時間の導入をいたしました。また、店舗外ATMは、新たに6か所を設置する一方で、4か所を廃止するなど再配置を行いました。この結果、当行の店舗数は77店舗・1出張所、店舗外ATMは168か所となりました。

当行グループの持続可能性の基盤となるESG（環境、社会、ガバナンス）への取り組みでは、環境面において紙資源のリサイクル及び業務改善における各種業務のペーパーレス化の推進や、その他省エネ対応に向けた各種取り組みを実施いたしました。社会面においては、地方創生活動の一環として、2019年2月に遠野市との地方創生連携事業として、同市を中心とする食品事業者の海外での販路拡大を図るため、台湾において「岩手・遠野物産展」を開催いたしました。また、働き方改革を踏まえた役職員のライフスタイル環境の改善に取り組みました。ガバナンス面においてはコーポレートガバナンス・コードへの対応、コンプライアンス遵守態勢の構築・運用などを実施しております。

以上の取り組みの結果、次のような業績を収めることができました。

業容面では、預金（譲渡性預金含む）は、法人預金や公金・金融機関預金の増加などにより、当連結会計年度末残高は前期比101億円増加し1兆3,476億円となりました。貸出金は、リテール貸出金（事業性貸出金、住宅ローン、その他ローン）が増加したため、当連結会計年度末残高は前期比212億円増加し9,068億円となりました。有価証券は、償還に伴う債券残高の減少や保有外債投信の売却などにより、当連結会計年度末残高は前期比32億円減少し3,646億円となりました。

収益面では、当連結会計年度の経常収益は、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少や、債券の償還などに伴う有価証券利息配当金の減少などにより、前期比38億92百万円減少し217億71百万円となりました。また、経常費用は、前期一時的に増加した国債等債券売却損の減少等により、前期比39億58百万円減少し192億32百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比67百万円増加し25億39百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等が4億15百万円増加したため、前期比3億18百万円減少し13億4百万円となりました。

## 対処すべき課題

当行の主たる営業エリアである岩手県は、復興需要がピークアウトしたものの、大規模工場の進出などに伴い逼迫する労働需給の影響から雇用・所得環境の改善が見受けられ、個人消費の持ち直しや、住宅着工の堅調な動きが続いております。このような環境にあるものの、当行を取り巻く経営環境は、低金利環境の長期化から引き続き厳しい状況が続いております。

そのような中、当行は、親身にきめ細かくお客さまの課題解決に集中・特化し、サービス価値を高めることで、他の金融機関との「違い」を際立たせ、地域での存在感を発揮し、地域のお客さまとともに成長・発展する銀行を目指すというビジョンのもと、2017年4月からの3年間で計画期間とする「中期経営計画『Focus 2020』シンカ（進化・深化）する3年～すべてはお客さまの課題解決に向けて～」を策定し、本年はその最終年度を迎えております。

本中期経営計画では、基本方針に「リテール金融への更なる深化」と「営業チャネルの最適化」を掲げ、お客さまのライフストーリーをよく理解し、最適なサービス・商品を提供できる切れ目のない営業体制を目指すとともに、営業体制の改革をはじめとした営業チャネルの最適化により独自性を追求し、環境変化に打ち勝つ事業モデルのシンカ（進化・深化）に、引き続き役職員が一丸となって取り組んでまいります。

さらに、地域社会の課題解決への関与や、コーポレートガバナンスの高度化など、当行グループの持続的成長に求められるESG（環境、社会、ガバナンス）への取り組みを積極的に進めてまいります。

今後とも、皆さまには、一層のご愛顧とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	251	239	256	217
経常利益	43	43	24	25
親会社株主に帰属する 当期純利益	28	27	16	13
包括利益	18	△9	16	13
純資産額	712	698	710	719
総資産	14,811	14,440	14,260	14,346

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	13,861	13,436	13,378	13,463
定期性預金	7,262	6,824	6,438	6,272
その他	6,598	6,612	6,939	7,191
社 債	30	30	30	—
貸 出 金	8,767	8,712	8,907	9,110
個人向け	3,321	3,406	3,505	3,581
中小企業向け	3,077	3,057	3,167	3,325
その他	2,368	2,249	2,234	2,203
商品有価証券	1	1	2	1
有 価 証 券	4,776	4,257	3,689	3,656
国 債	1,436	1,223	921	789
その他	3,340	3,034	2,767	2,867
総 資 産	14,802	14,417	14,249	14,323
内国為替取扱高	52,690	48,802	45,221	44,701
外国為替取扱高	134 <sup>百万ドル</sup>	226 <sup>百万ドル</sup>	269 <sup>百万ドル</sup>	387 <sup>百万ドル</sup>
経 常 利 益	4,079 <sup>百万円</sup>	3,964 <sup>百万円</sup>	2,142 <sup>百万円</sup>	2,582 <sup>百万円</sup>
当 期 純 利 益	2,681 <sup>百万円</sup>	2,509 <sup>百万円</sup>	1,409 <sup>百万円</sup>	1,433 <sup>百万円</sup>
1株当たり当期純利益	313 63 <sup>円 銭</sup>	293 30 <sup>円 銭</sup>	164 64 <sup>円 銭</sup>	167 45 <sup>円 銭</sup>

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行業	リース業	その他	銀行業	リース業	その他
使用人数	873人	7人	8人	886人	9人	7人

- (注) 1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 当年度末における平均年齢は銀行業39歳3ヶ月、リース業50歳4ヶ月、その他51歳1ヶ月、平均勤続年数は銀行業16年9ヶ月、リース業15年10ヶ月、その他13年5ヶ月であります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

- イ 銀行業  
当 行

	当 年 度 末		前 年 度 末		主要な営業所
	店 うち出張所		店 うち出張所		
岩 手 県	57	( ー)	56	( ー)	本店営業部ほか
青 森 県	5	( ー)	5	( ー)	青森支店ほか
秋 田 県	2	( ー)	3	( ー)	秋田支店ほか
宮 城 県	11	( 1)	11	( 1)	仙台支店ほか
福 島 県	2	( ー)	2	( ー)	福島支店ほか
東 京 都	1	( ー)	1	( ー)	東京支店
合 計	78	( 1)	78	( 1)	

- ロ リース業  
きたぎんリース・システム株式会社 : 本社 (盛岡市)
- ハ その他  
きたぎんユーシー株式会社 : 本社 (盛岡市)

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	457
リース業	8
その他	2
合計	467

- 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きたぎんユーシー株式会社	岩手県盛岡市材木町2番23号	クレジットカード信用保証業務	1988年2月22日	20	100.00	子会社
きたぎんリース・システム株式会社	岩手県盛岡市材木町2番23号	リース業務 計算受託業務	1990年2月1日	80	100.00	子会社

(注) 上記子会社2社を含めた当年度の経常収益は21,771百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,304百万円であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀40行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀40行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫260金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合142組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連693（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀40行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、統合ATMセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤安紀	取締役会長 (代表取締役)		
柴田克洋	取締役頭取 (代表取締役) (監査部担当)		
石塚恭路	専務取締役 (代表取締役) (人事部、市場運用部、事務システム部担当)		
佐藤達也	専務取締役 (経営企画部、審査部、リスク管理部担当)		
瀬川光夫	常務取締役 (総務部、営業統括部担当)		
太田 稔	取締役 (社外役員)	学校法人盛岡大学 理事長	
村田嘉一	取締役 (社外役員)		
藤田克弘	取締役 営業統括部長		
坂本篤志	取締役 事務システム部長		
杣 顕	取締役 東京支店長兼 東京事務所長		
下村 弘	取締役 経営企画部長		
樋澤正光	常勤監査役		
菊池 敬	常勤監査役		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴田義春	監査役員 (社外役員)	第一商事株式会社 代表取締役社長	
山添勝寛	監査役員 (社外役員)	株式会社岩手日報社 顧問	
小笠原弘治	監査役員 (社外役員)	株式会社マルイチ 代表取締役会長	

- (注) 1. 取締役のうち太田稔及び村田嘉一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役太田稔及び村田嘉一の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち柴田義春、山添勝寛及び小笠原弘治の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役山添勝寛氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11名	185 (65)
監 査 役	5名	36
計	16名	222 (65)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等には以下のものを含んでおります。
- (1) 当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額  
取締役 9名 22百万円
- (2) 株式報酬型ストックオプション報酬額  
取締役 9名 43百万円
- なお、報酬以外の金額を括弧内に内書表示しております。
3. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。
4. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与37百万円を含んでおりません。
5. 取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
- (1) 年額200百万円 (うち社外取締役の報酬額は年額10百万円)  
(2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議)  
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
- (2) 年額60百万円 (2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議)  
上記(1)とは別枠で社外取締役以外の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認いただいております。
6. 監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額  
年額60百万円 (2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議)

### (3) 責任限定契約

当行は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
太田 稔	学校法人盛岡大学理事長
村田 嘉一	該当事項はありません。
柴田 義春	第一商事株式会社代表取締役社長
山添 勝寛	株式会社岩手日報社顧問
小笠原 弘治	株式会社マルイチ代表取締役会長

(注) 柴田義春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社、山添勝寛氏が顧問を務める株式会社岩手日報社及び小笠原弘治氏が代表取締役会長を務める株式会社マルイチとの間に貸出金等の取引があります。

### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
太田 稔	16年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
村田 嘉一	7年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
柴田 義春	14年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山 添 勝 寛	10年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。
小笠原 弘 治	7年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のうち10回に出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	-

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) に掲げる内容に対する意見はありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	12,000千株
発行済株式の総数	8,793千株

(2) 当年度末株主数 8,618名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	592 <sup>千株</sup>	6.92%
明治安田生命保険相互会社	462	5.40
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	172	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	171	2.00
北日本銀行従業員持株会	171	2.00
SMBC日興証券株式会社	155	1.81
住友生命保険相互会社	136	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	120	1.40
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	116	1.36
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.16

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は自己株式235,810株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	名称 (新株予約権の割当日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使期間	権利行使価額 (1株当たり)	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く)	第1回株式報酬型新株予約権 (2013年7月8日)	136個	普通株式 13,600株	2013年7月9日 ～ 2043年7月8日	1円	6名
	第2回株式報酬型新株予約権 (2014年7月9日)	118個	普通株式 11,800株	2014年7月10日 ～ 2044年7月9日	1円	7名
	第3回株式報酬型新株予約権 (2015年7月8日)	101個	普通株式 10,100株	2015年7月9日 ～ 2045年7月8日	1円	7名
	第4回株式報酬型新株予約権 (2016年7月11日)	143個	普通株式 14,300株	2016年7月12日 ～ 2046年7月11日	1円	7名
	第5回株式報酬型新株予約権 (2017年7月10日)	151個	普通株式 15,100株	2017年7月11日 ～ 2047年7月10日	1円	9名
	第6回株式報酬型新株予約権 (2018年7月9日)	182個	普通株式 18,200株	2018年7月10日 ～ 2048年7月9日	1円	9名
社外取締役	—	—	—	—	—	—
監査役	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与していません。

2. 権利行使についての主な条件

新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北 光 監 査 法 人 代表社員 佐々木 政 徳 代表社員 小 玉 暢 章	37	監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数・人員などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は37百万円であります。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務遂行の継続が困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任し、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

### 内部統制システム構築の基本方針（2015年5月13日取締役会決議）

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。
- (2) コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
- (3) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設けコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。
- (4) 営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。
- (5) 使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、コンプライアンス報告制度を設ける。
- (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。
- (7) 反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程にリスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。
- (2) リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
- (3) リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。
- (4) 頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。

- (5) 重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。
- (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき、営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定期的（原則として月1回）または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。
- (2) 社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

#### 5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
  - イ 当行は、規程を定め子会社に対し重要な業務の執行状況を定期的に報告を求める。
  - 当行グループの円滑な業務の運営及び適正性確保のため、定期的にグループ社長会を開催する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ 当行は、規程を定め子会社が抱えるリスクを適切に管理すると共に、指導・育成に当たる。
  - 子会社においても、リスク管理に関する規程を制定し、自ら率先してリスク管理向上に努める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ 当行は、規程を定め子会社の業務ごとに管理する担当部を明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営を確保する。
  - 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の取締役が兼務する。

- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ 当行の内部監査部署が子会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。
  - ロ 子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置し、当行は子会社の指導・育成に当たる。

## 6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制

当行及び子会社は会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という。）を置くことが必要となり求められた場合には、取締役と監査役が協議のうえ必要な人員を配置する。
- (2) 監査役会規程の定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たる。

## 8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助職員は他の部署の職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (2) 補助職員の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
- (3) 監査役が監査役会事務局の職員に指示した業務については、監査役の指揮命令に従う。

## 9. 当行の監査役への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - イ 取締役は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
  - ロ 取締役及び使用人は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査役に報告する。
  - ハ 監査役から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。

- 二 内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査役に報告する。
- ホ 監査役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制  
子会社の取締役及び職員は、当行のコンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等を当行の担当部を通じて又は直接当行の監査役へ報告する。
10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当行は、当行の監査役へ報告を行った当行グループの取締役等及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、不利な取扱いが行われないよう適切な措置を執る。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当行は、あらかじめ提示を受けた監査役が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を設けると共に、監査役よりその職務の執行上必要な費用の前払いや事後償還の請求を受けたときは、速やかに処理する。
12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役は、定期的に監査役会に出席し業務執行の状況についての説明や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
- (2) 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。
- (3) 監査役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

## 体制の運用状況の概要

当事業年度においては、各種法令・規程等に則り以下のとおり運用いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について  
コンプライアンス・マニュアルの内容について、各種研修やコンプライアンス・ミーティングにおいて周知徹底を図りました。  
コンプライアンス委員会（毎月開催）においてコンプライアンス状況について、反社会的勢力等対策委員会（四半期毎開催）において反社取引状況や対応方針などについて、それぞれ総合的に把握・管理し分析・評価を行い、半期毎に取締役会へ報告しました。  
内部監査部署は、営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し、結果を毎月頭取及び常務会へ、半期毎に取締役会へそれぞれ報告しました。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について  
役職員の職務執行に係る情報へのアクセスを確保するための文書の保存・管理を目的に、保管部署、保存期間、保管方法・場所、廃棄方法について明確化し、適切な運用に努めました。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について  
半期毎に策定するリスク管理方針及び重点施策、前期評価について、取締役会はリスク管理統括部署より報告を受け、その内容や履行状況について審議しました。  
リスク管理委員会（毎月開催）において、各種リスクの状況の把握・管理に努めました。  
また、緊急危機対策本部について、当事業年度において緊急危機対応の発動機会はなく設置しておりませんが、立ち上げの模擬訓練を2回実施しました。  
内部監査部署は営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し、結果を毎月頭取及び常務会へ、半期毎に取締役会へそれぞれ報告しました。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について  
取締役会（毎月開催）において経営上の重要事項の意思決定を行ったほか、常務会（原則として毎週及び必要に応じ随時開催）において機動的に業務執行について協議、決議を行いました。  
社則など経営の基本となる規程に基づき、当行経営全般にわたる基本的基準や各職位の基本的任務とその職務権限を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、当行業務の円滑かつ効率的な運営を図りました。

## 5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制について

定期的及び随時の報告要請及びグループ社長会（毎月開催）により、子会社の経営内容的確な把握、連結財務報告の適切性確保、当行グループの業務の運営円滑化及び適正性確保を図りました。

当行のリスク管理委員会（毎月開催）において子会社を含めた統合的リスク管理を実施したほか、子会社における自社のリスク管理態勢構築及び当行関係部署との連携により、自らリスク管理向上に努めました。

子会社の業務ごとに管理する当行担当部署を明確化し、また、当行取締役の子会社の非常勤取締役・非常勤監査役の兼務により、当行グループの適切かつ効率的な運営確保及び業務執行に努めました。

当行の内部監査部署は子会社のコンプライアンス態勢・リスク管理態勢の適切性・有効性を監査し、結果を営業店監査や本部監査と同様に頭取、常務会及び取締役会へ報告したほか、当行は子会社から毎月提出を受けるコンプライアンス報告書により指導・育成に当たりました。

## 6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制について

整備済みの財務報告の適切性・信頼性を確保するための内部統制態勢について適切に運用し、内部監査部署は実施した「財務報告に係る内部統制評価」の評価結果・状況等を取締役会へ報告しました。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

当事業年度において監査役はその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という。）の設置を要請していないため補助職員は設置していませんが、規程に定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たり、また、監査役より指示を受けた業務については、監査役の指揮命令に従っております。

## 8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

前号7.記載のとおり。

## 9. 当行の監査役への報告に関する体制について

監査役は、全取締役に対し法令等に基づく監査役への報告義務事項の有無の確認を半期毎に実施したほか、業務執行状況確認を目的とした稟議書等重要文書の閲覧及び重要な会議への出席、内部監査部署との情報共有・活用を目的とした監査結果報告の受領及び情報交換などを実施しました。

## 10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

監査役は、コンプライアンス報告制度の運用状況を確認し、有効に機能しているか監視し検証しました。

コンプライアンス報告制度について、各種研修やコンプライアンス・ミーティングにおいて、周知徹底を図りました。

## 11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

監査役より半期毎に予算申請された監査費用や、費用の前払いまたは事後償還の請求について、それぞれ適切かつ速やかに処理を行いました。

## 12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

代表取締役と監査役会の意見交換等を目的とした代表取締役の監査役会への半期毎の出席、情報共有及び連携強化を目的とした会計監査人、内部監査部署及び監査役会との情報・意見交換会の半期毎の開催、監査役の公認会計士等専門家への適宜助言要請などを実施しました。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

該当事項はありません。

# 第115期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	123,056	預当座預金	1,346,322
現金	27,735	普通預金	33,759
預け	95,321	貯蓄預金	655,489
コ ー ル 口 一	7,432	通 蓄 預 金	14,318
買 入 金 口 債	409	貯 蓄 預 金	4,235
商 品 有 価 証	135	定 期 預 金	617,293
商 品 国 債	135	定 期 積 蓄	9,921
金 銭 の 信 託	297	そ の 他 の 預 金	11,304
有 価 証 券	365,643	譲 渡 性 預 金	3,000
債 権	78,902	借 入 の 他 負 債	100
債 権	146,130	未 払 法 人 税 等	3,559
株 式 債 権	58,390	未 払 費 用	409
そ の 他 の 証 券	14,977	未 前 払 受 取 益	738
貸 出 金	67,243	従 業 員 預 り 金	212
引 手 形 付 付	911,031	給 付 産 務 債 務	340
手 形 貸 付	3,137	資 産 除 去 負 債	1
証 書 貸 付	20,488	そ の 他 の 負 債	178
当 座 貸 付	809,003	賞 与 引 当 金	1,678
外 国 為 替	78,402	役 員 賞 与 引 当 金	338
外 国 店 預 け	1,274	退 職 給 付 引 当 金	22
取 立 外 国 為 替	1,254	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	1,717
そ の 他 の 資 産	20	繰 上 延 税 金 負 債	134
前 未 払 取 収 費 用	6,994	再 評 価 に 係 る 繰 上 延 税 金 負 債	407
そ の 他 の 資 産	6	支 払 承 諾 債 権	2,322
有 形 固 定 資 産	1,122	負 債 の 部 合 計	4,593
建 物	5,865		1,362,519
土 地	16,163	(純資産の部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,098	資 本 剰 余 金	7,761
無 形 固 定 資 産	11,993	資 本 準 備 金	4,989
ソ フ ト ウ ェ ア	1,071	利 益 剰 余 金	4,989
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	695	利 益 準 備 金	46,099
前 未 払 取 収 費 用	641	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	3,500
支 払 承 諾 見 込 金	54	圧 縮 積 立 金	42,598
貸 倒 引 当 金	397	別 途 積 立 金	219
	4,593	繰 上 延 利 益 剰 余 金	40,840
	△5,785	自 己 株 式	1,538
		株 主 資 本 合 計	△766
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	58,083
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,467
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,057
		新 株 予 約 権	11,524
		純 資 産 の 部 合 計	213
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	69,821
資 産 の 部 合 計	1,432,341		1,432,341

# 第115期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 資	常 金		19,606
	貸 有 預 金	15,880	
	債 権	12,154	
	債 権	3,483	
	債 権	152	
	債 権	78	
	債 権	12	
役 務	受 取 手 続	2,656	
	受 取 手 続	866	
	受 取 手 続	1,789	
	受 取 手 続	118	
	受 取 手 続	113	
	受 取 手 続	5	
	受 取 手 続	951	
	受 取 手 続	116	
	受 取 手 続	109	
	受 取 手 続	725	
経 資	常 金		17,023
	預 讓 借 社 支 所 営	288	
	預 讓 借 社 支 所 営	267	
	預 讓 借 社 支 所 営	0	
	預 讓 借 社 支 所 営	0	
	預 讓 借 社 支 所 営	0	
	預 讓 借 社 支 所 営	18	
	預 讓 借 社 支 所 営	1	
	預 讓 借 社 支 所 営	2,947	
	預 讓 借 社 支 所 営	141	
	預 讓 借 社 支 所 営	2,805	
	預 讓 借 社 支 所 営	104	
	預 讓 借 社 支 所 営	1	
	預 讓 借 社 支 所 営	30	
	預 讓 借 社 支 所 営	73	
	預 讓 借 社 支 所 営	12,867	
	預 讓 借 社 支 所 営	816	
	預 讓 借 社 支 所 営	208	
	預 讓 借 社 支 所 営	49	
	預 讓 借 社 支 所 営	72	
	預 讓 借 社 支 所 営	132	
	預 讓 借 社 支 所 営	354	
経 特	常 別		2,582
	固 減	23	
	固 減	72	
税 法 法 当	引 税 人 期	602	
	引 税 人 期	450	
	引 税 人 期		2,485
	引 税 人 期		1,052
	引 税 人 期		1,433

# 第115期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	123,109	預 渡 性 預 金	1,344,640
コールローン及び買入手形	7,432	借 用 金	3,000
買入金銭債権	409	そ の 他 負 債	744
商品有価証券	135	賞 与 引 当 金	4,751
金銭の信託	297	役 員 賞 与 引 当 金	341
有 価 証 券	364,682	退 職 給 付 に 係 る 負 債	22
貸 出 金	906,805	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,832
外 国 為 替	1,274	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3
リース債権及びリース投資資産	6,003	ポ イ ン ト 引 当 金	134
そ の 他 資 産	8,887	繰 延 税 金 負 債	9
有 形 固 定 資 産	16,223	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	297
建 物	3,098	支 払 承 諾	2,322
土 地	11,993	負 債 の 部 合 計	4,593
その他の有形固定資産	1,132	(純資産の部)	1,362,693
無 形 固 定 資 産	752	資 本 金	7,761
ソ フ ト ウ ェ ア	697	資 本 剰 余 金	4,989
その他の無形固定資産	55	利 益 剰 余 金	48,450
退 職 給 付 に 係 る 資 産	140	自 己 株 式	△766
繰 延 税 金 資 産	135	株 主 資 本 合 計	60,434
支 払 承 諾 見 返	4,593	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,467
貸 倒 引 当 金	△6,266	土 地 再 評 価 差 額 金	5,057
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△251
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	11,273
		新 株 予 約 権	213
		純 資 産 の 部 合 計	71,921
資 産 の 部 合 計	1,434,615	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,434,615

# 第115期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	21,771
資	金 運 用 収 益	15,603
	貸 出 金 利 息	12,142
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,217
	コーローン利息及び買入手形利息	152
	預 け 金 利 息	78
	そ の 他 の 受 入 利 息	12
役	務 取 引 等 収 益	2,713
そ	の 他 業 務 収 益	2,543
そ	の 他 経 常 収 益	912
	償 却 債 権 取 立 益	116
	そ の 他 の 経 常 収 益	795
経	常 費 用	19,232
資	金 調 達 費 用	298
	預 金 利 息	267
	讓 渡 性 預 金 利 息	0
	コーマネー利息及び受渡手形利息	0
	借 用 金 利 息	10
	社 債 利 息	18
	そ の 他 の 支 払 利 息	1
役	務 取 引 等 費 用	2,412
そ	の 他 業 務 費 用	2,177
營	業 経 常 費 用	13,229
そ	の 他 経 常 費 用	1,115
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	468
	そ の 他 の 経 常 費 用	646
経	常 別 利 益	2,539
特	固 定 資 産 処 分 益	0
特	固 定 資 産 処 分 損 失	98
	減 損	25
	損 失	72
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,440
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	713
法	人 税 等 調 整 額	422
法	人 税 等 合 計	1,136
当	期 純 利 益	1,304
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,304

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 北日本銀行  
取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 公認会計士 佐々木 政徳 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小玉 暢章 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 北日本銀行  
取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 公認会計士 佐々木 政徳 ㊞  
業務執行社員代表社員 公認会計士 小玉 暢章 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び北光監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社 北日本銀行 監査役会

常勤監査役	樋	澤	正	光	印
常勤監査役	菊	池		敬	印
社外監査役	柴	田	義	春	印
社外監査役	山	添	勝	寛	印
社外監査役	小笠原	弘	治		印

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭	
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき 配当総額	金30円 256,738,980円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月26日（水曜日）	

#### 2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	900,000,000円
2	増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	900,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役坂本篤志氏は2019年6月6日をもって辞任により退任され、他の取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、透明性および公正性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	再任 佐藤安紀 さとう やす のり	取締役会長	100% (12回/12回)
2	再任 柴田克洋 しば た かつ ひろ	取締役頭取	100% (12回/12回)
3	再任 石塚恭路 いし づか まさ みち	専務取締役	100% (12回/12回)
4	再任 佐藤達也 さとう たつ や	専務取締役	100% (12回/12回)
5	再任 瀬川光夫 せ がわ みつ お	常務取締役	100% (12回/12回)
6	再任 太田稔 おお た みのる 社外独立	社外取締役	100% (12回/12回)
7	再任 村田嘉一 むら た か いち 社外独立	社外取締役	91% (11回/12回)
8	再任 杉 顕 そま あきら	取締役	100% (12回/12回)
9	再任 下村弘 しも むら ひろし	取締役	100% (12回/12回)
10	新任 浜平忠 はま たいら ただし	—	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	歴 歴	所有する当 行株式の数
1	さとう やすのり 佐藤 安紀 (1945年2月11日) 再任	1968年4月 当行入行 1995年6月 当行取締役総務部長 1997年6月 当行常務取締役 1999年4月 当行取締役頭取 2017年6月 当行取締役会長(現任)		11,800株
	【取締役候補者とした理由】 佐藤安紀氏につきましては、1999年4月の取締役頭取、更に2017年6月の取締役会長就任以来、経営全般を担ってきた実績を有し、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる豊富な経験と幅広い見識を備えております。また、十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。			
	【特別の利害関係】 当行と候補者佐藤安紀氏との間には、特別の利害関係はありません。			
2	しば たかつ ひろ 柴田 克洋 (1961年6月22日) 再任	1984年4月 当行入行 2002年4月 当行経営企画部長 2012年6月 当行取締役経営企画部長 2015年4月 当行取締役頭取付 2015年6月 当行常務取締役 2017年6月 当行取締役頭取(現任) (監査部担当)		3,373株
	【取締役候補者とした理由】 柴田克洋氏につきましては、2017年6月の取締役頭取就任以来、経営全般に対する卓越したリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。			
	【特別の利害関係】 当行と候補者柴田克洋氏との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
3	いしづかまさみち 石塚恭路 (1960年4月18日) <b>再任</b>	1984年4月 当行入行 2007年6月 当行取締役仙台支店長兼仙台ローンセンター長 2008年4月 当行取締役仙台支店長 2009年5月 当行取締役 2009年6月 当行常務取締役 2011年5月 当行常務取締役営業統括部長 2013年4月 当行常務取締役 2015年6月 当行専務取締役(現任) (人事部、市場運用部、事務システム部担当)	3,600株
		【取締役候補者とした理由】 石塚恭路氏につきましては、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2008年4月の取締役就任以来、本部・営業店においてリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。	
		【特別の利害関係】 当行と候補者石塚恭路氏との間には、特別の利害関係はありません。	
4	さとうたつや 佐藤達也 (1959年2月4日) <b>再任</b>	1981年4月 当行入行 2009年6月 当行取締役人事部長 2012年6月 当行常務取締役人事部長 2012年10月 当行常務取締役 2013年4月 当行常務取締役リスク管理部長 2015年4月 当行常務取締役 2015年6月 当行専務取締役(現任) (経営企画部、審査部、リスク管理部担当)	3,600株
		佐藤達也氏につきましては、2009年6月の取締役就任以来、特に人事・コンプライアンス部門を統括しリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。	
		【特別の利害関係】 当行と候補者佐藤達也氏との間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行株式の数
5	瀬川 光夫 (1956年11月26日) 再任	1975年 4月 当行入行 2007年 6月 当行取締役本店営業部長 2011年 4月 当行取締役総務部長 2012年 4月 当行取締役頭取付 2012年 6月 当行常務取締役総務部長 2013年 4月 当行常務取締役 2016年 6月 当行常務取締役総務部長 2017年 6月 当行常務取締役 (現任) (総務部、営業統括部担当)	2,400株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 瀬川光夫氏につきましては、長年にわたり当行の営業店運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。2007年6月の取締役就任以来、営業統括、総務部門を統括しリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。	
		<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者瀬川光夫氏との間には、特別の利害関係はありません。	
6	太田 稔 (1930年7月19日) 再任 社外 独立	1983年 3月 岩手医科大学歯学部教授 1996年 4月 岩手医科大学名誉教授 1997年 8月 学校法人盛岡大学理事 1998年 4月 盛岡大学・盛岡大学短期大学部学長 2002年 6月 当行取締役 (現任) 2011年10月 学校法人盛岡大学理事長 2019年 5月 学校法人盛岡大学顧問 (現任)	5,800株
		<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 太田稔氏につきましては、大学の理事長として培われた知識・経験等を広い視野から当行の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	
		<b>【就任期間】</b> 太田稔氏の社外取締役就任期間は、本總會終結の時をもって17年であります。	
		<b>【特別の利害関係および独立性】</b> 当行と候補者太田稔氏との間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行株式の数
7	むら た か いち 村 田 嘉 一 (1941年3月6日) 再任 社外 独立	1963年4月 株式会社日立製作所入社 1997年6月 株式会社日立製作所取締役財務部長 1999年4月 株式会社日立製作所専務取締役財務部長 2001年6月 日立キャピタル株式会社代表取締役社長 2006年6月 株式会社日立製作所名誉顧問 2008年4月 学校法人明治大学理事 2011年6月 当行取締役(現任)	3,100株
		<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 村田嘉一氏につきましては、株式会社日立製作所専務取締役退任後、日立キャピタル株式会社代表取締役社長を務められており、日立グループ金融中核企業において培われた知識・経験等を広い視野から当行の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	
		<b>【就任期間】</b> 村田嘉一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。	
		<b>【特別の利害関係および独立性】</b> 当行と候補者村田嘉一氏の間には、特別の利害関係はありません。	
8	そま あきら 杣 頭 (1961年4月26日) 再任	1984年4月 当行入行 2006年4月 当行松園支店長 2008年10月 当行秋田支店長 2010年6月 当行市場国際部長 2017年6月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長(現任)	1,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 杣頭氏につきましては、長年にわたり営業店運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。2017年6月の取締役就任以来、営業店運営に携わりリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。	
		<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者杣頭氏の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行株式の数
9	しもむらひろし 下村 弘 (1966年11月22日) <b>再任</b>	1990年4月 当行入行 2008年10月 当行秘書室長 2012年4月 当行水沢支店長 2015年4月 当行経営企画部長 2017年6月 当行取締役経営企画部長 2019年4月 当行取締役営業統括部長(現任)	800株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 下村弘氏につきましては、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2017年6月の取締役就任以来、経営企画部門・営業統括部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者下村弘氏の間には、特別の利害関係はありません。		
10	はまたいらただし 浜平 忠 (1964年9月11日) <b>新任</b>	1983年4月 当行入行 2004年10月 当行南大通支店長 2008年4月 当行営業統括部副部長 2014年4月 当行本町支店長 2017年4月 当行審査部長(現任)	300株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 浜平忠氏につきましては、長年にわたり営業店運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。2017年4月から、審査部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者浜平忠氏の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 太田稔および村田嘉一の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、太田稔および村田嘉一の両氏の間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2013年6月21日開催の第109期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）としてご承認いただいております。また、同株主総会において、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、社外取締役以外の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額600百万円以内の範囲で割り当てることについてご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額600百万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものと致したく存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年35,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当行の普通株式の発行又は処分に当たっ

ては、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、本議案を株主の皆様にご承認いただけましたら、従来の株式報酬型ストックオプションは廃止することとし、今後、対象取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の付与は行わない予定です。

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当行は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当行の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が下記（３）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に下記（３）に定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当行の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当行は本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当行は譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当行は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式

を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

以上

【ご参考】

社外役員の独立性判断基準

当行は、当行において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が以下の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当行および子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）の役職員
2. 当行への出資比率が5%以上の大株主又はその業務執行者（注1）
3. 当行グループとの取引額が当該取引先グループの直近事業年度における連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
4. 直近事業年度末において、当行に預金又は貸出金の取引があり、かつその残高が当行グループの連結総資産の1%を超える者又はその業務執行者
5. 当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は所属する法人、組合等団体が該当する場合
6. 過去10年間ににおいて上記1から5までのいずれかに該当していた者
7. 上記1から6までのいずれかに該当する者の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）

(注1)

業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。

# 株主総会会場ご案内図

会 場

北日本銀行本店 3階 大会議室

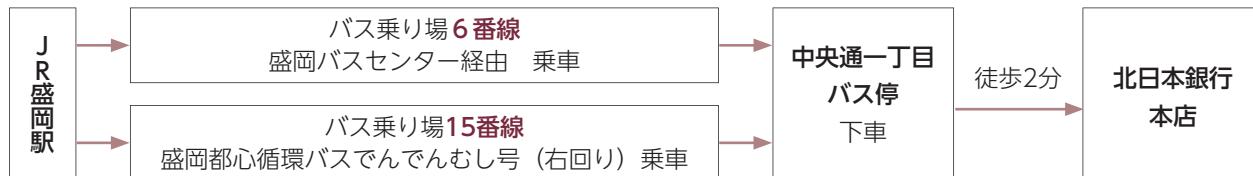
岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

電話 (019) 653-1111 (代表)



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

## 交通のご案内



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。



地球環境に配慮した  
植物油インキを使用  
しています。